

Dynalution システム利用約款

本システム利用約款（以下「本約款」といいます）は、ダイナテック株式会社（以下「当社」といいます）が提供する宿泊施設管理システム（以下単に「本システム」といいます）の利用条件を定めるものです。本約款は、本システムをご利用になる全てのお客様に、共通して適用されます。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

（1）本システム

本約款に基づき当社が提供する宿泊施設管理システム「Dynalution」（オンプレ、リモートサーバー、クラウドその他提供方式は問いません）をいいます。但し、本システムの変更又は刷新により「Dynalution」の名称が変更された場合には、当該変更後の名称の宿泊管理システムを本システムといいます。

（2）関連機器

本システムに関連する一切の機器をいいます。

（3）関連資料

本システムの操作説明書等その他本システムに関連する一切の資料をいいます。以下を含みます。

- ・Dynalution 操作マニュアル
- ・Dynalution 画面帳票集
- ・その他教育用資料

（4）利用者

法人、個人を問わず、宿泊施設を運営又は経営する者であって、本約款の内容を承諾し、当社と本システムの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）を締結した者をいいます。

（5）対象宿泊施設

利用者が運営又は経営する宿泊施設であって、本システムを利用する宿泊施設をいいます。

（6）宿泊サービス

対象宿泊施設における宿泊その他のサービスをいいます。

（7）ユーザー

宿泊サービスの提供を受ける又は提供を希望する法人及び個人をいいます。

第2条（目的及び適用）

1. 本約款は、当社が提供する本システムに関する利用契約について、当社と利用者との間の契約条件を規定するものです。
2. 当社と利用者との間で、本システムに関して別途書面（形式、表題は問わない。）により合意した事項については、本約款に別途規定のない限り、当該合意が本約款の制定又は改定以後に成立したものであれば当該合意の内容が優先し、それ以外の場合には本約款が優先するものとします。

第3条（利用契約の締結）

1. 本システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本約款の内容を承諾した上、当社に対して申込書等の書類（以下「契約書類」といいます）を提出し、当社所定の方法により申し込むものとします。
2. 利用希望者が申込みをしたときに、本約款を承諾したものとみなされます。
3. 当社が第1項の申込みを承認し、その旨を当社所定の方法により連絡したときに、本利用契約が成立するものとします。

第4条（本約款等の遵守）

1. 利用者は、本約款その他当社が定める規約、条件又は禁止事項（以下「本約款等」といいます）を遵守して本システムを利用するものとします。
2. 利用者は、利用者の役員及び従業員（雇用又は業務委託その他契約形態を問わない）に対し、本約款等を遵守させるものとし、これらの者が本約款等に違反した場合、利用者が本約款等に違反したものとみなされます。

第5条（納入）

1. 当社は、契約書類に従い、利用者が本システム及び関連機器を利用できる状態にして納入します。
2. 利用者は、前項の納入に先立ち、当社が求めた必要な情報等を、十分かつ正確に遅滞なく提供するものとします。利用者がこの情報等を提供しない場合その他利用者の責に帰すべき事由により、納品予定日までに本システム又は関連機器の納品が完了しない場合、当社は、これにより生じる利用者への補償を行わず直ちに契約書類に定める料金の全額（初期費用、当初利用期間の利用料・保守費用等を含む）を利用者に請求できるものとします。
3. 利用者は、本システム及び関連機器の不一致、不具合、損傷その他不適合の有無について直ちに検査を行うものとし、納品後14日以内に、書面又は電子メールによる利用者から不適合について具体的な理由の申し出がなければ、検収したものとみなされます。
4. 関連機器の所有権は、契約書類に定められた初期費用の全額の支払時に、当社から利用

者に移転するものとします。

第6条（関連機器の修理又は交換等）

1. 当社が利用者に納品した関連機器について、検収後保証期間内に不適合が発見された場合、当社は、関連機器のメーカーに対して修理又は交換等の対応を求めるものとし、当社は、利用者に対して直接の契約不適合責任を負わないものとします。
2. 前項の保証期間については、契約書類において定めるものとします。

第7条（関連機器及びソフトウェアの保守）

1. 当社は、契約書類に従い、対象となる利用者の関連機器について、保守時間帯において合理的な期間内に、次の保守を行います。
 - (1) 不具合・障害等の所在がハードウェア面かソフトウェア面かの切り分け
 - (2) 復旧のための調査・分析
 - (3) 復旧作業又は利用者に対する復旧に必要な措置の指導
 - (4) 復旧までの間の有償又は無償による関連機器の代替品の貸与
2. 前項の保守を実施する条件及び窓口を以下とします。
 - (1) サポート内容：
 - ① サービス利用方法に関する問い合わせ対応
 - ② サービスの不備や故障に関する問い合わせ対応
 - (2) サポート時間：24時間365日
※基本操作に関する問い合わせ対応は平日9:00～18:00
 - (3) サポート窓口：ダイナテックコールセンター TEL：050-1741-9850
3. 前々項の保守のために、当社の従業員その他当社が指定した者が、関連機器が設置された対象宿泊施設等に出張を要する場合、当社は、利用者に対し、所定の出張費及び交通費等を請求します。
4. 次の事項は、第1項の保守の対象とはならず、追加料金の要否等について当社と利用者との間で協議するものとします。
 - (1) 利用者その他当社又は当社が指定した者以外の者が実施した保守、修理又は改変（ソフトウェアのインストールを含む）等に起因する又はその可能性がある不具合・障害等の復旧
 - (2) コンピュータウイルス、ハッキング等に起因する又はその可能性がある不具合・障害等の復旧
 - (3) 事故、自然災害に起因する又はその可能性がある不具合・障害等の復旧
 - (4) 重大な誤使用、設置・稼働環境の違反等に起因する又はその可能性がある不具合・障害等の復旧
 - (5) 破損、滅失等したデータの復元

- (6) 関連機器の移設、増設、撤去等
- (7) 関連機器のファームウェア等のアップデート
- (8) ファームウェア等のサポート期限が終了した又は製造元あるいは提供元が破産、営業停止等した関連機器の不具合・障害等の復旧
- (9) 当社が利用者に納品した関連機器について、経過年数が5年又は契約書類に定める保証期間のいずれか短い日を過ぎた関連機器の不具合・障害等の復旧
- (10) 前2号の関連機器に起因する又はその可能性がある不具合・障害等の復旧
- (11) 関連機器の点検及び部品交換を含むメンテナンス
- (12) 以下有償摩耗及び消耗部品の交換
 - ①液晶ディスプレイのバックライトおよびLCDパネル
 - ②マウスおよびキーボードなどの入力デバイス
 - ③レーザープリンタの定期交換部品一式
ヒーターユニット、定着ユニット、転写ユニット、ローラー、ベルトユニット、
レーザーユニット など
 - ④無停電電源装置、RAID、PCボタン電池等のバッテリー
 - ⑤キャッシュドローアのパネ部分
- (13) その他不具合・障害等が利用者の責めに帰すべき事由による場合の復旧

第8条（料金及び支払方法）

1. 利用者は、契約書類に定められた又は当社と利用者との間で別途合意した本システム及び関連機器の初期費用、利用料、保守費用等の料金（以下単に「料金」といいます）を、当社と利用者との間で別途合意した場合を除き、銀行振込の場合はサービス提供月の月末まで、口座振替（手続完了までは当社の指定する銀行口座への振込）の場合は当社の指定する期日までに、当社に支払うものとします。
2. 当社は、本システムに関連する当社の他のサービスの利用に関して当社が利用者に対して有する債権を、本システムの料金と併せて利用者に請求できるものとします。
3. 料金のうち月単位で定められたものについて、日割り清算はしないものとします。
4. 別途定めるものを除き、本システムの料金の支払に要する銀行振込手数料は利用者の負担とし、口座振替手数料の費用は当社の負担とします。また、当社は、利用者に事前に通知して、料金の支払の方法を変更することができるものとします。
5. 利用者から当社への弁済（本約款に基づく契約の他に当社と他の契約を締結している場合も含む）が遅延した場合、当社の債権と相殺することができるものとします。

第9条（変更又は追加）

1. 利用者の要望により本システムの仕様あるいは機能又は関連機器を変更又は追加する場合は、別途費用を要するものとします。この場合、当該費用については、当社と利用

者との間で別途合意のうえ決定するものとし、利用者は、当社に対して決定した内容を第3条1項の定めに準じて申し込むものとします。

2. 本利用契約成立後における前項の変更又は追加の手続きにおいて、本システムに関する従前の手続きで使用された印鑑と合理的に同一と判断できる印鑑が使用された場合、又は、利用者が担当者として指定した者により手続きがなされた場合、あるいは、本システムに関する従前の手続きを担当した利用者の役員あるいは従業員等又はこれらの者が指定した者により手続きがなされた場合には、当該変更又は追加の手続きは、権限者によるものとみなされます。

第10条（遅延損害金等）

利用者が料金その他の本システムに関連する金銭債務を支払わない場合、当社は、利用者に対し、当該金銭債務とは別に、支払期限の翌日より完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金、及び、この回収のために要した弁護士費用（（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準に基づく）を含む当社が支出又は負担した一切の費用を請求することができるものとします。

第11条（利用者の遵守事項及び表明保証）

1. 利用者は、本システムの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 本システムを利用するために必要な機器、ソフトウェア及び人材等を自らの費用で用意し、維持すること。但し、当社と利用者との間で別途合意した場合は除きます。
 - (2) 善良なる管理者の注意をもって本システムを利用すること
 - (3) 本システム又は関連機器に障害等が発生した場合の被害を最小限にする措置を講じること
 - (4) 旅行業法、旅館業法、個人情報保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、青少年保護育成条例その他の国内外を問わず法令法規（条約、条例及びこれらの法令に基づく行政処分を含む）、関係官庁の定める通達及びガイドライン、慣習、業界団体等の定める自主基準及び規制（以下総称して「法令等」といいます）を遵守すること
 - (5) 本約款等を遵守しているかを判断するために必要な情報を、当社が求めた場合、速やかに提供すること
 - (6) 当社が本システムにおいて提供するシステム、コンピュータプログラム又はコンテンツ等を当社の事前の書面による承諾なく改変しないこと
 - (7) 当社の事前の書面による承諾なく、当社のサービスマーク、ロゴ、商号、著作権表示及び商標等を使用しないこと
 - (8) 公序良俗に違反する行為又は第三者の権利を侵害する、もしくはそのおそれがある

行為を行わないこと

(9)その他当社が不適切と判断する行為を行わないこと

2. 利用者は、本利用契約の契約期間中、当社に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

(1)本利用契約を締結し、かつ本利用契約を完全に履行する権限を有すること

(2)対象宿泊施設が実在し、宿泊サービスの予約を受け付け、かつ宿泊サービスの提供を行っていること

(3)対象宿泊施設を営業するために必要な許認可や許諾（旅館業営業許可を含むが、これに限られない）を自らの責任と費用で取得していること

第12条（個人情報）

1. 当社及び利用者は、本システムの利用に関連して取得又は管理するユーザーの個人情報を、個人情報の保護に関する法律及び管轄官庁のガイドライン等に従い、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、利用者からの受託業務として、次の各号の業務の遂行に努めるものとし、当該業務の遂行に必要な範囲で、ユーザーの個人情報から統計情報を作成し、加工・利用できるものとします。なお、本人ごとに突合することなく、統計情報のサンプルとなるデータ数を増やす目的で、他の利用者に関するユーザーの個人情報を合わせて1つの統計情報を作成することができるものとします。

(1)本システムの改善

(2)本システムにおける新たな機能・サービスの開発・提供

(3)本システムに関連する新たなサービスの開発・提供

3. 利用者が管理する関連機器等において保管される個人情報について、漏えい、滅失、毀損等の事故が発生した場合、当社は、利用者及び第三者に対して一切の責任を負わないものとし、当該事故に対する対応及び第三者に対する損害賠償等については、全て利用者において対処するものとします。

第13条（ID及びパスワードの管理）

1. 当社が本システムの提供にあたり利用者にID及びパスワード等を付与した場合、利用者は、自己の責任において、ID及びパスワード等を適切に管理保管するものとし、ID又はパスワード等を第三者に開示、利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはなりません。但し、当社が別途第三者への利用を認めた場合は、この限りでないものとします。

2. 当社は、利用者のID及びパスワード等による行為を利用者の正当な権限者による行為とみなして取り扱うものとし、利用者によるID又はパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者に不正利用されたこと等に起因する損害に対し、当社は一切の責任

を負わないものとします。

第14条（届け出及び通知）

1. 利用者は、当社に届け出た事項に変更がある場合、直ちにこれを当社に届け出るものとします。当該変更の届け出をしなかったことにより、利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生し又はこれにつき変更が生じたときは、直ちに当社に通知するものとします。
 - (1) 対象宿泊施設の営業を廃止するとき
 - (2) 商号、屋号または法人名を変更するとき
 - (3) 代表者を変更するとき
 - (4) 経営権もしくは営業権の譲渡があったとき又は議決権の過半数を実質的に所有している株主が変更するとき
 - (5) 合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行うとき
 - (6) 対象宿泊施設の営業の全部を第三者に委託するとき
 - (7) 対象宿泊施設の営業方針を変更するとき
 - (8) 対象宿泊施設の一部又は全部を休業するとき、または営業を再開するとき
 - (9) 対象宿泊施設の増築又は改築工事を行うとき、または諸設備に変更のあるとき
 - (10) 対象宿泊施設の営業に関連する法令等により関係官公署所から勧告、指導又は処分を受ける事態が発生したとき
 - (11) 対象宿泊施設を営業するために必要な許認可や許諾（旅館業営業許可を含むが、これに限られない。）を、取消し、却下、変更の拒絶又は不受理等の事情により喪失したとき又は取得できなかったとき
 - (12) 対象宿泊施設でユーザーが死亡又は身体上に重大な障害を受ける事態、または食中毒事故等が発生したとき
 - (13) 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更正手続開始を申し立てようとするとき
3. 当社から利用者への連絡又は通知は、利用者が届け出た住所又はメールアドレス等の連絡先宛に行えば足り、これらが利用者に到達しなかった場合も、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされます。

第15条（本システムの変更又は廃止）

1. 利用者は、当社が任意に本システムの内容の全部又は一部を変更又は廃止することがあることをあらかじめ承諾します。この場合、当社は、当社が適当と判断する方法により、当該変更又は廃止を利用者に告知します。
2. 当社は、前項に基づく変更又は廃止が利用者に重大な不利益を及ぼすと判断する場合、

事前に当該変更又は廃止を告知するものとします。この場合、利用者が当社の告知した変更又は廃止の実施日までに、本約款等に基づき本利用契約を終了させない場合、利用者が当該変更又は廃止に同意したものとみなします。

3. 当社が本システムの内容の全部の廃止を告知した場合、前項にかかわらず、本利用契約は、当該廃止の実施日をもって終了するものとします。
4. 当社は、理由の如何を問わず、当社が本システムの全部又は一部を変更又は廃止したことによって利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第16条（本システムの提供の中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者に事前に通知の上、本システムの提供を一時的に中断することができるものとします。但し、緊急を要する場合又は事前に通知することが不可能な場合は、事後速やかに利用者に通知すれば足りるものとします。

(1) 本システムの保守又は点検を行う場合

(2) 火災、停電、通信回線、提携先クラウドサービスの事故又は天災地変等の当社の責に帰すことのできない事由により、本システムの提供が不可能となった場合

(3) 前2号のほか、本システムの運用上、技術上又は法令上の理由により当社が必要と判断した場合

2. 利用者は、第1項の本システムの提供の中断について、当社の責に帰すべき事由による場合であり、かつ、中断が2時間を超えた場合に限り、中断期間のうち当該時間を超過する時間数に相当する本システムの料金の支払義務を免れるものとします。

3. 次の事項に起因して、本システムの提供が中断した場合、当社は、一切の義務又は責任を負わず、利用者は、本システムの支払義務を免れないものとします。

(1) 利用者その他当社又は当社が指定した者以外の者が実施した保守、修理又は改変

(2) 関連機器におけるコンピュータウイルス感染あるいはハッキング等

(3) 重大な誤使用あるいは設置・稼働環境の違反

(4) ファームウェア等のサポート期限が終了した又は製造元あるいは提供元が破産、営業停止等した関連機器の使用継続

(5) 当社が利用者に納品した関連機器について、経過年数が5年又は契約書類に定める保証期間のいずれか短い日を過ぎた関連機器の使用継続

(6) 前5号のほか、利用者の責に帰すべき事由

第17条（免責等）

1. 利用者は、本システムの提供は、当社がその時点で提供可能な状態で提供するものであり、バグなどの不具合が一切ないこと、本システム及び関連機器が第三者の権利を侵害しないこと、本システム及び関連機器が利用者の目的、要求及び利用態様に適合するこ

と（対象宿泊施設の予約獲得数、本システムの利用による対象宿泊施設の売上の増加を含むがこれらに限られない）並びに本システム及び関連機器が法令等に適合することについて、当社が保証するものではないことを承諾するものとします。

2. 当社は、本システムに処理能力低下・バグ等の不具合・障害がある場合、その原因の解明とその修正又は改良等に努めるものとします。

第18条（権利義務等の譲渡禁止）

利用者は、当社が事前に書面により承諾した場合を除き、本利用契約上の地位及び本利用契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供してはならないものとします。

第19条（秘密保持義務）

1. 当社及び利用者は、本利用契約の締結又は本システムの利用に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の契約期間中及び終了後2年間、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、または本利用契約上の権利の行使もしくは義務の履行以外の目的に使用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社及び利用者は、以下の各号の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。
 - (1) 法令等に基づく開示義務に従って公的機関からの請求に応じて開示する場合。但し、この場合、相手方に対して開示請求がなされた旨を通知しなければなりません。
 - (2) 本利用契約に基づく権利の行使、義務の履行又はその目的遂行に必要な範囲において、自らの責任において、利用者と同等の秘密保持義務を課することを条件として、役員及び従業員、又は弁護士、税理士等職務上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

第20条（知的財産権の帰属）

1. 本システム（利用者の要望により追加又は修正された内容を含む）及び関連資料に関する知的財産権は、全て当社に帰属します。
2. 利用者は、本システム及び関連資料を本利用契約以外の目的に利用しないものとし、またリバースエンジニアリングその他の手段による本システムの解析等を行わないものとします。

第21条（契約期間）

1. 本利用契約の契約期間は、当社および利用者との間で別途合意した場合を除き、契約書類で定めるサービス提供開始日より1年間で満了とし、期間満了の3か月前までに当社又は利用者から本利用契約を変更又は終了する旨の申し出がない場合には、自動的

に更新前の契約期間と同じ期間更新し、以後も同様とします。

2. 当社が利用者に納品した関連機器の経過年数が7年を過ぎる場合、又は、利用者の関連機器の自然消耗・老朽の度合、OS・開発環境のサポート期限等により本システムの正常な稼働に適さない又は正常な稼働を保証できないと当社が判断した場合、前項の当社からの申し出の有無にかかわらず、本利用契約は更新されず、期間満了により終了するものとします。
3. 当社は、本利用契約の契約期間の満了に伴い、本システムを廃止又は刷新する場合があります。当社が本システムの廃止又は刷新とともに、新たな宿泊施設管理システム（以下「新システム」といいます）の提供を開始する場合、当社は、利用者の要望により変更又は追加された本システムの仕様又は機能が、新システムに搭載又は承継されることを保証するものではなく、当該仕様又は機能を新システムに搭載又は承継する場合には、新システムの料金のほか、別途料金を要するものとします。

第22条（解約）

1. 利用者が本システムの提供開始日より前に解約を申し出る場合、利用者は、所定の方法で当社に解約の意思を通知し、以下を当社に支払うものとする。
 - (1) 第5条第1項の納品予定日の7日前以前の解約申し出
解約申し出までに当社が本システムの提供の準備のために支出又は負担した関連機器及びソフトウェアの費用、人件費及びその交通費その他一切の経費の合計額
 - (2) 第5条第1項の納品予定日の6日前以降の解約申し出
初期費用の全額
2. 本システムの提供開始後、利用者が契約期間内に止むを得ず途中解約を申し出る場合、利用者は、3か月前までに所定の方法で当社に解約の意思を通知し、契約残存期間分の本システムの使用料相当額を当社に支払うものとし、また当社は、受領済みの本システムの料金その他一切の費用を返還しないものとします。

第23条（賠償責任）

当社は、本利用契約に関して、当社の責めに帰すべき事由により利用者に発生した直接かつ通常生ずべき損害（逸失利益は含まない）について、本利用契約に定める月額料金（料金のうち月単位で定められたものを対象とし、年払い等一括払いの場合には当該料金を月割りした金額）の1ヶ月分を上限として賠償します。

第24条（解除）

1. 当社又は利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本利用契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。

(1) 本約款等その他本利用契約に関する義務の全部又は一部に違反し、相手方から当該違反の是正を要求されたにもかかわらず、当該要求の日から起算して10日以内にこれを是正しないとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税滞納処分を受けたとき

(3) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てを受けたとき、もしくは自ら申立てをしたとき、または解散（法令に基づく解散も含む。）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき

(5) 資本減少、事業の廃止、休止、変更、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

(6) 手形又小切手を不渡りとしたとき、またはその他支払不能もしくは支払停止状態に至ったとき

2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本利用契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。

(1) 利用者の第3条第1項の申込み内容に虚偽があったときその他所定の方式に反していたことが判明したとき

(2) 信用状態が悪化したとき

(3) 対象宿泊施設や宿泊サービス等に関し、第三者から権利侵害を含むクレームを受ける又は公序良俗に反するなど、当社が利用者への本システムの提供をふさわしくないと判断したとき

(4) 利用者の代表者又は役員が逮捕、勾留又は起訴されたとき

(5) 利用者の代表者又は利用者の指定する担当者と連絡がとれなくなったとき、または、利用者又はその代表者の意思が確認できないとき

(6) 当社の信用を棄損する、またはそのおそれがあるとき

(7) 利用者が、本利用契約に定める使用料の支払又は本利用契約以外の当社に対する金銭債務の支払を一度でも遅延したとき

(8) 利用者が個人の場合において、その個人が死亡したとき

(9) 代表者の変更、株式の発行又は譲渡等による株主構成の大幅な変更その他実質的な経営主体、会社支配の主体の変更、または会社分割、合併、株式交換、株式移転、事業譲渡その他企業の組織若しくは運営の大幅な変更があったとき

(10) 法令等に違反したとき

(11) その他本契約を継続することが困難と認められる事由が発生したとき

3. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

4. 第1項の規定に基づいて利用者が本利用契約を解除した場合であっても、支払済みの

料金の返金を求めることはできません。

第25条（期限の利益の喪失）

利用者が前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合、利用者は、当社に対するすべての債務（本利用契約を含むが、これに限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に弁済しなければなりません。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 当社又は利用者は、本利用契約の締結をもってそれぞれ自らが次の各号のいずれかに該当しないこと、及び、今後もこれに該当しないことを表明保証し、相手方が各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本利用契約を含む両者間のすべての契約その他合意（形式や表題を問わない。以下「本契約等」という）の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力であったこと

（2）役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと

（3）親会社又は子会社（いずれも財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）に定める定義による。以下同じ）が前2号のいずれかに該当すること、又は契約等の履行のために再委託する第三者が前2号のいずれかに該当することを知りながら再委託すること

2. 当社又は利用者は、相手方が本利用契約に関連して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約等の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。

（1）相手方に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を違法に毀損する行為を行うこと

（2）風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること。

（3）相手方に対して「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（法務省）が排除の対象とする不当要求をすること。

（4）反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること

（5）自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が、反社会的勢力であることが知れたる第三者への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

（6）親会社、子会社が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと、又は契約等の履行

のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当する行為を行うことを知りながら再委託すること

3. 前2項各号のいずれかに該当する当事者は、相手方に対するすべての債務（本利用契約を含むが、これに限定されない。）について、当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に弁済しなければなりません。
4. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。
5. 本条に基づき契約を解除された当事者は、相手方に対し、損害の賠償のほか一切の請求をすることはできません。

第27条（契約終了後の措置等）

1. 本利用契約終了時に、未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまでの間、本利用契約の条件が適用されるものとします。
2. 本利用契約終了後も、本約款等に別途定めがある場合並びに第5条（納入）第5項、第6条（関連機器の修理又は交換等）、第8条（料金及び支払方法）、第10条（遅延損害金等）、第12条（個人情報等の管理）、第13条（ID及びパスワードの管理）、第15条（本システムの変更又は廃止）第4項、第17条（免責等）、第18条（権利義務等の譲渡禁止）、第19条（秘密保持義務）、第20条（知的財産権の帰属）、第22条（解約）、第23条（当社の賠償責任）、第23条（解除、期限の利益の喪失等）第3項及び第4項まで、第25条（反社会的勢力の排除）、本条、第29条（協議事項）、第30条（条項の分離可能性）、第31条（合意管轄）、第32条（準拠法）、第33条（旧契約の失効）の規定は有効に存続します。

第28条（本約款の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、本約款の内容を任意に変更することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は、当該変更後の本約款の効力発生時期を定めた上、利用者に対し、本約款を変更する旨及び当該変更内容並びに当該効力発生時期を当社のホームページその他当社が適当と判断する方法により告知します。
3. 前項の告知後、利用者が本システムを利用した場合、変更を承諾したものとみなします。

第29条（協議事項）

本約款に定めのない事項及び本約款に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い協議し、解決を図るものとします。

第30条（条項の分離可能性）

本約款の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、本約款のその他の条項は引き続き有効とします。

第31条（合意管轄）

本約款及び本利用契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

本約款及び本利用契約の成立、効力、履行及び解釈は、日本法に準拠するものとします。

第33条（旧契約の失効）

本システムの利用に関して、当社及び利用者との既存の契約（以下「旧契約」といいます）が存在する場合、旧契約は、別途合意した場合を除き、本約款に基づく本利用契約の効力発生と同時に失効するものとします。但し、旧契約において秘密保持の対象となる情報は引き続き本利用契約においても秘密保持の対象となるものとし、また、旧契約に基づき発生済みの債権債務については旧契約を適用するものとします。

以上

2024年10月15日 制定